メディア芸術理解促進事業 (デジタルアート展) 業務委託 仕様書

1 件名

メディア芸術理解促進事業 (デジタルアート展)

2 目的

山梨県では令和2年3月に「山梨県文化芸術推進基本計画」を策定した。

この中で、文化芸術が活力を生み出す地域づくりを進めるため、メディア芸術の活用を推進し、若者を始めとした新たな文化の担い手の参加を促進するとともに、観光、産業分野の施策との有機的な連携による経済の活性化を図ることとしている。

しかしながら、県内においては、映画やアニメといった映像系のコンテンツを除き、 県民がメディア芸術に親しむ機会があまり多くはない。

そこで、多くの県民が利用する山梨県立図書館に、県内で活動するメディア芸術作家等のデジタルアート作品を展示することにより、県民がメディア芸術に触れる機会を創出し、メディア芸術に対する県民の理解と関心を深めることを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和2年12月25日(金)まで

4 事業概要

- (1) 事業内容 デジタルアート作品の展示イベント
- (2) 主催 山梨県(以下「県」という。)
- (3)展示期間

令和2年11月15日(日)9:00から20日(金)15:00まで

- ・展示物の設営作業は、11月13日13:30から21:00及び 11月14日9:00から21:00に行うこと
- ・展示物の撤去作業は、11月20日15:30から20:30に行うこと ※上記を原則とするが、別途県に提案すること。

(4)展示会場

山梨県立図書館(山梨県甲府市北口2丁目8番1号)交流ルーム101, 102 ※交流ルームは101または102、もしくはその両方を使用することとする。 開館時間 9:00から21:00まで

- (5) 展示作品
 - ・デジタルアート作品(インタラクティブアート、メディアインスタレーション、 映像作品、映像インスタレーション、グラフィックアートなど)

(6) 来場者の費用負担

来場者からの入場料等は求めないものとする。

(7) 受託者の費用負担

特に指定する事項以外の経費は全て受託経費に含まれる。

5 委託業務内容

- (1)展示内容の企画
 - ①「4(4)展示会場」に示した場所を会場とする展示内容を企画すること。
 - ②「2 事業目的」に即して、以下の点に留意すること。

アデジタルアート(メディア芸術)の魅力が十分に伝わる作品とすること。

- イ 通りすがりの人でも、興味を持って気軽に立ち寄りたくなるような工夫を施 すこと。
- ウ 作品は、映像や光等による演出を加えるものとし、周期的もしくは不規則に映像等が変化するものとすること。
 - ※音による演出を加える場合には、展示会場が図書館であることに配慮し、音量等に十分気を付けること。
- エ 作品については、できるだけ作品を見る者の動作もしくは操作に対応した演出を備えること。
- オ 展示期間中を通じて、1作品以上を常設展示すること。
- カ 作品のテーマ及びコンセプトを示した解説文書 (パネル等)を展示すること。
- キ 展示する作品はすでに制作・発表されている作品でも可とする。
 - ※展示にあたっては、受託者が当該作品の所有権を有していること、または当 該作品の所有者と受託者の間で展示期間中の使用許諾契約等を締結してい ることが必要。
- ク 新型コロナウイルスなどの感染症拡大防止に配慮し、展示内容について可能 な限りの工夫を行うこと。(例:作品の配置方法、不特定多数の人が触れて操作 するような作品を避けるなど。)

(2) 展示物の制作、設置及び撤去

- ① 「5(1)展示内容の企画」に基づき、展示物を制作し、展示すること。
- ② 展示作品やその他展示に必要な設備等の配置を記したレイアウト案を示すこと。
- ③ 4 (4) に示す会場の手配(会場使用料の支払いを含む。)は県で行う。会場の使用にあたって以下の点に留意すること。
 - ア 会場は県立図書館交流ルーム101または102、もしくはその両方を使用 することとする。
 - イ 会場の使用可能期間は、11月13日(金) $13:00\sim21:00$ 及び11月14日(土)から11月20日(金)の $9:00\sim21:00$ とする。
 - ウ 電源については県が指定する箇所について使用できるものとする。(照明込 各部屋40Aまで)

- エ 設営は、原則として11月13日(金)13:30から21:00 及び14日(土)9:00から21:00に行うこと。
- オ 撤去は、原則として11月20日(金)15:30から20:30に行うこと。

ただし、設営・撤去及び展示期間については、上記イに示した会場使用可能期間の中で、展示期間が十分に確保できるよう配慮し、別途県に提案することとする。

- ④ 作品解説パネルなど付設する掲示物については別途県に提案の上、受託者が設置する。
- ⑤ その他、提案内容において県と協議の上、実施することになった展示の制作、 設置、調整及びその付帯業務を行うこと。
- ⑥ 設営及び撤去にあたっては、会場が図書館であることに配慮し、騒音等に十分に気を付けること。

(3) 広報 • 周知

① 県は、広報物 (ポスター・チラシ) を作成するほか、県 HP での広報を行う。受 託者は、広報物等の作成にあたって写真や原稿の提出など県に対して必要な協力を 行うこと。また、県が作成した広報物等を活用するなど受託者においても積極的に 広報・周知を行うこと。

(4) 運営

本事業の実施・運営にあたり以下の業務を行うこと。

- ① 開催までのスケジュールを提示すること。(作品制作・設置スケジュールを含む。)
- ② 作家や設営業者等関係者との調整。
- ③ 出展内容に応じて必要となる場合、県と相談の上各種関係機関への手続業務。(使用する音楽等に係る権利処理など)
- ④ 展示に必要となる機材等の調達・設置・調整。
- ⑤ 当日の運営マニュアル作成。(機材の起動や動作方法等に関することのほか、来 場者に対する作品の説明に関することなど)
- ⑥ 当日の会場運営
 - ※機材操作や、作品の調整等に対応するため、展示期間中常時1名以上を配置すること。
- ⑦ 会場設営・清掃、撤去 ※会場設営等に向けた事前の連絡調整等も含む。

(5) 実績報告書の提出

展示業務終了後、成果物として、令和2年12月25日(金)までに下記内容を記載した業務実績報告書(任意様式)を県に提出すること(紙及び電子媒体各一部)。

- ①展示作品の概要
- ②イベントの概要 (運営状況や展示作品が分かる写真及び映像を添付すること)

(6) 上記(1) ~ (5) に付随する業務 関係者との連絡調整等、上記業務に付随する業務を行うこと。

6 著作権の帰属

- (1) 会場に展示されるデジタルアート作品の著作権は、製作者に帰属する。
- (2) 本業務により作成された成果物の所有権、著作権及びその他の権利は、県に帰属するものとする。
- (3)展示されるデジタルアート作品は、動画や写真等で記録し、県が「メディア芸術理解促進事業」(令和3年度以降に実施する同事業を含む。)の広報および、県の施策を紹介するため、上映、公衆送信(放送)、自動公衆送信(ウェブサイトの公開)することに同意したものとする。

7 その他

- (1) 本業務において個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」によるものとする。
- (2) 本業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、本業務の一部の再委託については、県の承諾を得ることとする。(デジタルアート作品の制作を委託する場合を含む。)
- (3) 新型コロナウイルス感染の感染状況に十分留意し、内容等の変更が必要と思われる場合は、県と協議すること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、県は、本業務を変更または実施しないことがある。実施しないことの決定が契約締結前である場合、県は審査の結果にかかわらず、契約先候補者との契約を締結しない。

本業務を変更することの決定が契約締結後である場合、県は受託者と協議の上、必要に応じて委託金額を変更し、変更契約を締結する。

本業務を実施しないことの決定が契約締結後である場合、県は契約を解除する ことができる。解除までに受託者が支出した費用については、県と受託者が協議し て定めた額を支払うものとする。

(5) 本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その 都度、県と協議してこれを定めるものとする。